

浄化槽の法定検査を受検しましょう！

～浄化槽法の一部が改正されました～

罰則が適用される場合も

浄化槽法の一部を改正する法律が、平成 18 年 2 月 1 日から施行されます。

この改正は、公共水域の水質の保全を図るため、これまで以上に浄化槽の維持管理の適正化を図ろうとするものです。

具体的には、浄化槽をお持ちのみなさん（浄化槽管理者のみなさん）が法律上、受検しなければならない法定検査（「浄化槽設置後の検査」＝7条検査、「年1回の定期検査」＝11条検査）の受検を確保するため、検査を受検しない方に対して、県等が指導や勧告命令を行えるようになりました。検査は、兵庫県知事が指定した検査機関（社）兵庫県水質保全センター）が行います。

検査受検の命令に従わない場合などは、罰則（30万円以下の過料）が適用されることもあります。

浄化槽をお持ちのみなさんは、（社）兵庫県水質保全

センターから検査案内が届いたら、その内容に従って法定検査を受検するようにお願いします。

●浄化槽の法定検査に関するお問い合わせ／

養父市下水道課（☎ 664-1629）、

但馬県民局環境課（☎ 0796-26-3651）、

（社）兵庫県水質保全センター（☎ 078-306-6021）

大切な維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置なので、微生物が活発に活動できるような環境を保つことが大切です。

浄化槽の維持管理は、「保守点検」「清掃」「法定検査」の三つに分かれます。このいずれか一つでも適切に行われていなければ、浄化槽の性能を 100% フルに発揮することはできません。

浄化槽の性能を保ち、生活排水による環境汚染を防ぎましょう。

10月から老人健康施設の 窓口負担額が変わりました

介護保険法の一部を改正する法律の施行により、老人保健施設の居住費（滞在費）及び食費が、保険給付の対象外となり自己負担となります。

- ①対象となるサービスと改正項目
- ・施設サービス利用の自己負担↓居住費と食費
- ・ショートステイ利用の自己負担↓滞在費と食費
- ・デイケア（通所）の自己負担↓食費

- ②改正内容
- ・居住費（滞在費）⇔居室は多床室及び従来型個室が自己負担
- ・食費⇔食材料費と調理費が自己負担

- ③利用者窓口負担額
- 介護の程度と所得により利用料が異なります。
- 「指定施設サービス等に要する費用の1割+居住費+食費及び日用品費・寝衣等」の利用料となります。

- ④当施設の利用者負担額（1日あたり）
- 利用者負担額は下表のとおりです。

八鹿病院ニュース（お願いとお知らせ）

■お問い合わせ／公立八鹿病院（☎ 662-15555）

◆居住費の利用者負担額（単位：円）

	基準額	第1段階	第2段階	第3段階
個室	1,640	490	490	1,310
多床室	320	0	320	320

◆食費の利用者負担額（単位：円）

	基準額	第1段階	第2段階	第3段階
入所	1,380	300	390	650
通所	1食あたり 550円			

個人情報保護について

①病室の問い合わせは、了承いただいた入院患者さんのみ、1階の総合受付で病棟をお教えし、病棟のスタッフステーションで病室をお教えしています。しかし、今後はお教えしない方向で検討していますので、お見舞いの際には、ご家族の方にご確認いただくことをお勧めします。

②本人確認ができないため、原則、検査結果の電話での確認は行いません。